



平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸 ほかに265名

被告 国 ほかに1名

第14準備書面

平成29年1月26日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告国訴訟代理人

岩 渕 正 樹 代

被告国指定代理人

伊 藤 清 隆 代

山 本 剛 代

植 松 秀 治 代

寺 本 孝 規 代

伊 藤 渉 代

山 本 利 尚 代

梶 山 大 輔 代

山 神 暁 恵 代

岩 永 健 一 代

菅 野 剛 彦 代

鉾 田 達 人 代

佐	藤	明	文	
宮	本	竜	治	
田	中	英	臣	
高	橋	正	史	 代
小	川	哲	兵	 代
大	城	朝	久	 代
矢	野		諭	 代
仲	村	淳	一	 代
海	田	孝	明	 代
井	藤	志	暢	 代
豊	島	広	史	 代
谷	川	泰	淳	 代
羽	田	野	誉	 代
小	野	祐	二	 代
布	田	洋	史	 代
足	立	恭	二	 代
荒	川	一	郎	 代
忠	内	巖	大	 代
止	野	友	博	 代
小	野	雅	士	 代
小	林		勝	 代

岩 田 順 一  代
鈴 木 健 之  代
船 田 晃 代  代
反 町 幸之助  代
佐 藤 秀 幸  代
永 井 悟  代
佐 藤 雄 一  代
藤 原 弘 成  代

目 次

第 1	はじめに	6
第 2	設置許可基準規則の策定等について原子力規制委員会の専門技術的裁量が認められていること	7
1	設置許可基準規則の策定について専門技術的裁量が認められていること	7
2	原子炉施設の安全性の具体的水準に関する規則制定についても専門技術的裁量が認められていること	8
第 3	原子力規制委員会発足前の検討の経緯	10
1	福島第一発電所事故の概要	10
2	福島第一発電所事故の技術的調査・検討	12
(1)	各種機関による調査・検討	12
(2)	福島第一発電所事故と同種の事故を再度発生させないために必要となる教訓，知見は得られていること	12
(3)	具体的な設備の損傷状態，詳細な原因等は，同種の事故の発生防止のための教訓として必ずしも必要不可欠ではないこと	13
3	福島第一発電所事故の教訓を踏まえた各組織における検討の経緯	14
(1)	はじめに	14
(2)	地震及び津波以外の分野に関する原子力安全委員会及び原子力安全・保安院における検討	14
(3)	地震及び津波の分野に関する原子力安全委員会及び原子力安全・保安院における検討	17
第 4	原子力規制委員会発足後の検討の経緯	20
1	原子力規制委員会における検討チームの構成	20
2	地震及び津波以外の分野に関する新規制基準の策定経過	21
(1)	原子炉施設等基準検討チームの構成等	22
(2)	原子炉施設等基準検討チームにおける検討経過等	23

(3) 原子炉施設等基準検討チームにおける検討概要等	23
3 地震及び津波の分野に関する新規制基準の策定経過	24
(1) 地震等基準検討チームの構成等	24
(2) 地震等基準検討チームにおける検討経過等	25
(3) 地震等基準検討チームにおける検討概要等	25
4 原子力規制委員会による基準等の策定	26
第5 結論	26

被告国は、本準備書面において、設置許可基準規則の合理性に関する総論的主張として、原子力規制委員会には同規則の策定等について専門技術的裁量が認められており、その策定経過からみて同規則が現在の科学技術水準を踏まえた合理的なものであることについて述べる。

なお、略語は、新たに用いるもののほか、従前の例による。参考として、末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。

第1 はじめに

原告らは、平成27年9月17日付け原告ら準備書面(26)（以下「原告ら準備書面(26)」という。）第2の2(5)（21ないし25ページ）において、「新規制基準の制定経緯に照らして、信頼の高い基準では全くない」などと主張する。

ここでいう新規制基準とは、設置許可基準規則を指すものと解されるが、同規則については、福島第一発電所事故の発生後、原子力規制委員会発足前の各組織による調査・検討や、原子力規制委員会発足後の各種基準検討チームによる検討等を経て策定されたものであるから（表1）、原告らの主張には理由がない。

すなわち、設置許可基準規則の策定や原子炉施設の安全性の具体的水準に関する規則制定については、原子力規制委員会の専門技術的裁量が認められている（後記第2）。そして、設置許可基準規則は、原子力規制委員会の発足前においては、福島第一発電所事故の教訓を基に、各組織により専門家の意見を聴取し、諸外国の事例や規制動向を参照するなど調査・検討が行われ（後記第3）、原子力規制委員会発足後は、これらにより得られた知見等を踏まえた上で、同委員会の各種基準検討チームによる検討を経て、策定されたものであり（後記第4）、その策定経過からみて、現在の科学技術水準を踏まえた合理的なものである。

第2 設置許可基準規則の策定等について原子力規制委員会の専門技術的裁量が認められていること

1 設置許可基準規則の策定について専門技術的裁量が認められていること

発電用原子炉を設置しようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない（改正原子炉等規制法43条の3の5第1項）。原子力規制委員会は、設置許可の申請があった場合においては、その申請が同法43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならないとされている（同法43条の3の6第1項）。そして、原子力規制委員会は、委員長及び委員4人をもって組織され（原子力規制委員会設置法6条1項）、委員長及び委員は、人格が高潔であつて、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとされ（同法7条1項）、委員長及び委員は、独立してその職権を行うものとされている（同法5条）。

その上で、改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号は、設置許可の基準の一つとして、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」を定めている。その趣旨は、原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼動により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであつて、原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑み、上記災害が万が一にも起こらないようにするため、原子力規制委員会において、原子炉設置許可の段階で、申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、独立した立場で、科学的、専門技術的見地から、設置許可基準への適合性に関する十

分な審査を行わせることにあるものと解される。

そして、このような原子炉施設の安全性に関する審査は、当該原子炉施設そのものの工学的安全性、平常運転時における従業員、周辺住民及び周辺環境への放射線の影響及び事故時における周辺環境への影響等を、当該原子炉設置予定地の地形、地質、気象等の自然的条件、人口分布等の社会的条件等との関連において、多角的、総合的見地から検討するものであり、しかも、同審査の対象には、将来の予測に係る事項も含まれているのであるから、同審査の基礎となる基準の策定及び同基準への適合性の審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものである。

そうすると、改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号が、原子炉施設の位置、構造及び設備が災害の防止上支障がないものであることを審査するための基準を原子力規制委員会規則で定めることとしたのは、前記のような原子炉施設の安全性に関する審査の特質を考慮し、同号の基準の策定について、原子力利用における安全の確保に関する各専門分野の学識経験者等を擁する原子力規制委員会の科学的、専門技術的知見に基づく合理的な判断に委ねる趣旨と解するのが相当である。

以上のとおり、原子力規制委員会には、改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号にいう基準の策定につき、専門技術的裁量が認められているというべきである。

2 原子炉施設の安全性の具体的水準に関する規則制定についても専門技術的裁量が認められていること

一般に、科学技術の分野においては、絶対的に災害発生の危険がないといった「絶対的な安全性」というものは、達成することも要求することもできないものとされている（高橋利文・最高裁判所判例解説民事篇（平成4年度）417、418ページ）。すなわち、科学技術を利用した各種の機械、装置等は、

絶対に安全というものではなく、常に何らかの程度の事故発生等の危険性を伴っているものであるが、その危険性が社会通念上容認できる水準以下であると考えられる場合に、又はその危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられる場合に、その危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさととの比較衡量の上で、これを一応安全なものであるとして利用しているのであり、このような相対的安全性の考え方が従来から行われてきた安全性についての一般的な考え方であるといつてよい（同418ページ）。

こうした危険性をも秘めた科学技術の利用は、エネルギーの利用、巨大な建築物、自動車、航空機等の交通機関、医療技術、医薬品の製造利用等、世のすみずみに及び、我々の生活を支え、利便と富をもたらしているものである。こうして高度な科学技術を利用し、その効用を享受して営まれている現代の社会生活は、上記のような相対的安全性の理念を容認することによって成り立っているものであり、実定法制度による科学技術に対する行政的規制も、この考え方を基礎としているのが通常である。

そして、改正原子炉等規制法は一定の要件の下で原子力の利用を認めているのであり、発電用原子炉の設置、運転等も科学技術を利用する点において他の科学技術と異なるところはないから、原子炉施設についても前記のような相対的安全性の考え方が妥当するものというべきである。

したがって、改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号にいう「災害の防止上支障がないもの」とは、どのような異常事態が生じて、原子炉施設内の放射性物質が外部の環境に放出されることは絶対にないといった達成不可能なレベルの高度の安全性をいうものではなく、原子炉施設の位置、構造及び設備が前記のような相対的安全性を前提とした安全性を備えていることをいうものと解するのが相当である。この安全性を具体的な水準として捉えようとするならば、原子力規制委員会が、時々の科学技術水準に従い、かつ、社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情をも見定めて、専門技術的裁量により

選び取るほかはなく、改正原子炉等規制法は、安全審査につき原子力規制委員会に専門技術的裁量を付与するに当たり、この選択をも委ねたものと解すべきである（同 4 1 8，4 1 9 ページ）。

第 3 原子力規制委員会発足前の検討の経緯

1 福島第一発電所事故の概要（乙 B ア第 1 5 号証 4 2 ないし 4 4 ページ）

平成 2 3 年 3 月、東北地方太平洋沖地震の揺れを受けて、当時運転中であった福島第一発電所 1 ないし 3 号機は、原子炉が正常に自動停止した。地震による送電鉄塔の倒壊などにより外部電源喪失状態となったものの、直ちに、非常用ディーゼル発電機が起動し所内電源を確保するとともに、炉心冷却系が起動したことにより、原子炉は正常に冷却された。ところが、福島第一発電所 1 ないし 5 号機においては、非常用ディーゼル発電機、配電盤、蓄電池等の電気設備の多くが、海に近いタービン建屋等の 1 階及び地下階に設置されていたため、地震随伴事象として発生した津波という共通要因により、建屋の浸水とほとんど同時に水没又は被水して機能を喪失した。これにより、全交流動力電源喪失（S B O^{*1}）となり、交流電源を駆動電源として作動するポンプ等の注水・冷却設備が使用できない状態となった。直流電源が残った 3 号機においても、最終的にはバッテリーが枯渇したため、非常用ディーゼル発電機が水没を免れ、かつ、接続先の非常用電源盤も健全であった 6 号機から電力の融通ができた 5 号機を除く、1 ないし 4 号機において完全電源喪失の状態となった。また、海側に設置されていた冷却用のポンプ類も津波により全て機能喪失したために、原子炉内の残留熱や機器の使用により発生する熱を海水へ逃がす、最終ヒートシ

*1 S t a t i o n B l a c k o u t の略。

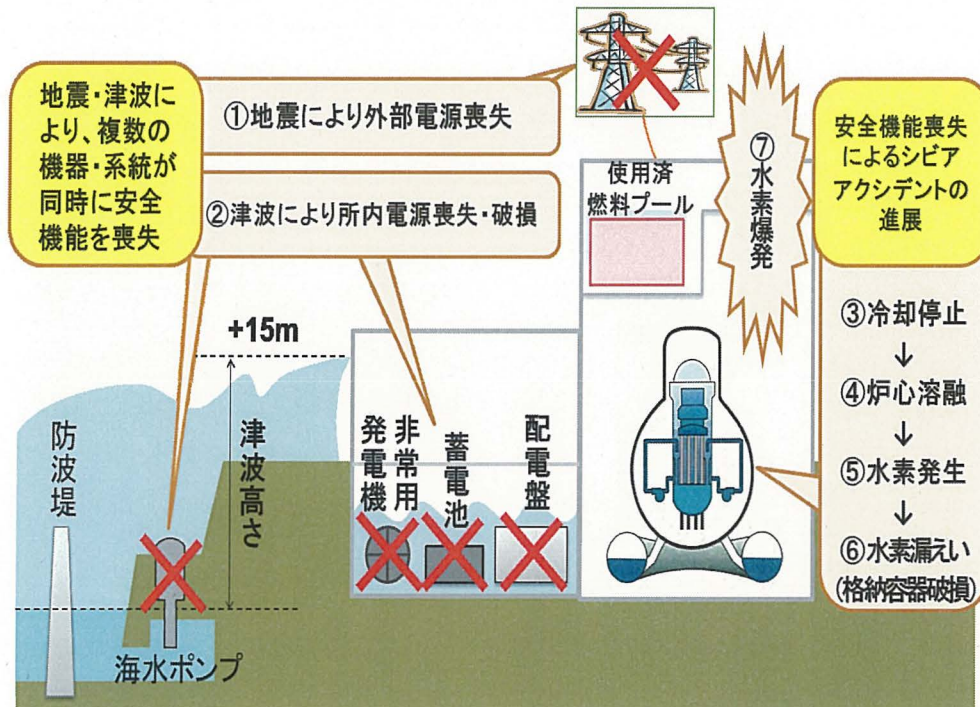
ンク（UHS^{*2}）への熱の移送手段が喪失した。

その結果、運転中であった1ないし3号機においては、冷却機能を失った原子炉の水位が低下し、炉心の露出から最終的には炉心溶融に至った。その過程で、燃料被覆管のジルコニウムと水が反応することなどにより大量の水素が発生した上、格納容器を経て原子炉建屋に漏えいし、1・3号機の原子炉建屋で水素爆発が発生した。また、3号機で発生した水素が4号機の原子炉建屋に流入し、4号機の原子炉建屋においても水素爆発が発生した。また、2号機においては、ブローアウトパネル^{*3}が偶然開いたことから水素爆発には至らなかったものの、放射性物質が放出され、周辺の汚染を引き起こした（乙E第2号証1ないし5ページ）。

*2 Ultimate Heat Sinkの略。発電用原子炉施設において発生した熱を最終的に除去するために必要な熱の逃がし場のこと。例えば、我が国の原子力発電所では、発生した余分な熱を海水と熱交換することで海に逃がしている。

*3 原子炉建屋内の圧力が急上昇した場合に開放し、圧力を下げるためのパネル。

図1 福島第一発電所事故の進展の概要



2 福島第一発電所事故の技術的調査・検討（乙Bア第15号証45、57ないし59ページ）

(1) 各種機関による調査・検討

福島第一発電所事故の原因については、様々な機関により調査・検討され、平成23年6月には原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書が、平成24年7月には東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）による調査報告書が、同月には東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（政府事故調）による調査報告書が、それぞれまとめられた。また、原子力安全・保安院においても、平成24年3月には福島第一発電所事故の技術的知見について検討結果が取りまとめられた。これらの調査・検討結果により、当該事故の発生及び進展に関する基本的な事象は明らかにされている（乙E第2ないし5号証）。

(2) 福島第一発電所事故と同種の事故を再度発生させないために必要となる教訓，知見は得られていること

福島第一発電所事故に関しては、事故原因等について様々な調査がされてきたところ、その結果を踏まえ、設置許可基準規則においては、共通要因に起因する設備の故障を防止するため、地震・津波対策を含めた自然現象による損傷防止対策や、内部火災、内部溢水による損傷防止対策の強化等により事故防止対策を強化した。さらにその上で、万が一、炉心の著しい損傷を伴う事故等が起きた際の対策として、重大事故等対策を新たに要求した。

(3) 具体的な設備の損傷状態、詳細な原因等は、同種の事故の発生防止のための教訓として必ずしも必要不可欠ではないこと

重大事故等対策は、設計基準対象施設を設計する際に想定する状況を超える事態を想定して行うものである。このため、その原因となる施設・設備がどのように故障・損傷するかを具体的に想定できない状態でも、炉心の著しい損傷や格納容器の破損に至り得るような様々な事態をあえて想定し、それらを防止するための対策をとることが必要となる。

例えば、設計基準対象施設として要求されている交流動力電源（非常用ディーゼル発電機）が機能喪失する原因は、様々な事象が考えられる。福島第一発電所事故においては、津波により非常用ディーゼル発電機が機能停止したが、当該発電機の配電盤への海水の浸入による短絡（ショート）が原因なのか、または、津波の進入時の衝撃により損傷があったのか、具体的な原因が全て明らかになったわけではない。福島第一発電所事故以外でも、非常用発電機の使用時に様々な機械的故障が発生し、機能喪失した例があり、また、今まで発生したことがないような、想定外の事象により機能喪失することも考えられる。

このように、機能喪失の具体的な原因は無数に考えられるため、その原因を全て特定し、機能喪失の可能性を完全に排除し得ると考えることはできない。したがって、重大事故等対策では、原因を問わず、設計基準対象施設の持つ安全機能が喪失することをあえて仮定し、その場合でも、重大事故等対

処施設等により、炉心の著しい損傷や格納容器の破損を防止すること等を要求している。

解明された事故の発生・進展状況から得られる教訓に加え、最新の科学的知見、海外の規制に関する最新知見等を結集することにより、合理的な内容を有する安全基準を策定することは可能である。

3 福島第一発電所事故の教訓を踏まえた各組織における検討の経緯（乙Ｂア第15号証45ないし51ページ）

(1) はじめに

福島第一発電所事故の技術的調査・検討の結果を踏まえ、原子力安全委員会及び原子力安全・保安院は、当該事故を教訓として活かすべく、下記のとおり、安全規制に関する検討を行った。

(2) 地震及び津波以外の分野に関する原子力安全委員会及び原子力安全・保安院における検討

ア 事故防止対策に係る検討

(7) 原子力安全委員会における検討

原子力安全委員会においては、「原子力安全基準・指針専門部会」の下に設置された「安全設計審査指針等検討小委員会」において、安全規制に関する検討が行われた。

上記小委員会は、平成23年7月15日から平成24年2月24日までにかけて合計13回にわたり開催され、その中で、福島第一発電所が東北地方太平洋沖地震とその後の津波により全交流動力電源を喪失したことで、前述した深刻な事態が生じたことから、福島第一発電所事故から得られた教訓のうち、安全設計審査指針及び関連指針類に反映させるべき事項として、全交流動力電源喪失対策及び最終的な熱の逃がし場で

ある最終ヒートシンク喪失（LUHS^{*4}）対策を中心に検討が行われた。検討に当たっては、深層防護の考え方を安全確保の基本と位置づけ、米国の規制動向や諸外国における事例が参照された（乙Bア第19号証1ないし5ページ、乙Bア第20号証（枝番号を含む。）及び乙Bア第21号証）。

（イ）原子力安全・保安院における検討

原子力安全・保安院は、事故の発生及び事故の進展について、当時までに判明していた事実関係を基に、工学的な観点から、可能な限り整理・分析することにより、技術的知見を体系的に抽出し、主に設備・手順に係る必要な対策の方向性について検討することとして、福島第一発電所事故の技術的知見に関する意見聴取会を設置した。同意見聴取会は、平成23年10月24日から平成24年2月8日までにかけて合計8回にわたり開催され（乙Bア第22号証）、原子力安全・保安院の分析や考え方に対する専門家の意見を聴きながら、検討を進めた（乙Bア第23号証（枝番号を含む。））。

その結果、「東京電力株式会社福島第一発電所事故の技術的知見について（平成24年3月原子力安全・保安院）」として、事故の発生及び進展に関し、当時判明していた事実関係を基に、今後の規制に反映すべきと考えられる事項として、30項目が取りまとめられた（乙E第2号証3ページ）。

イ 重大事故等対策に係る検討

（ア）原子力安全委員会における検討

重大事故等対策については、平成4年5月に原子力安全委員会が決定

*4 Loss of Ultimate Heat Sinkの略。

した「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント^{*5}対策としてのアクシデントマネージメントについて」において、原子炉設置者が効果的なアクシデントマネージメントの自主的整備と万一の場合にこれを的確に実施できるようにすることが強く奨励されていた（乙Bイ第21号証）。

しかしながら、東北地方太平洋沖地震及びそれに伴って発生した津波により、福島第一発電所で炉心損傷、原子炉格納容器の破損等に至ったことを受け、政府の作成した平成23年6月の「原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書」では、アクシデントマネージメントを原子炉設置者による自主的な取組としていたことを改め、これを法規制上の要求にするとともに、設計要求事項の見直しを行うことなど、シビアアクシデント対策に関する教訓が取りまとめられた（乙E第3号証27ページ）。

原子力安全委員会は、平成23年10月、前記平成4年5月原子力安全委員会決定を廃止するとともに、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策について」を決定し、シビアアクシデントの発生防止、影響緩和に対して、規制上の要求や確認対象の範囲を拡大することを含めて安全確保策を強化すべきとした。平成23年10月の上記決定では、シビアアクシデント対策の具体的な方策及び施策について、原子力安全・保安院において検討するよう求めた（乙Bア第24号証2ないし4ページ）。

（イ）原子力安全・保安院における検討

*5 設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象。

原子力安全・保安院では、平成24年3月の報告書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について」において、シビアアクシデント対策については、福島第一発電所事故で発生しなかった事象も広く包含する体系的な検討を整理する必要があることを指摘したほか、今後の規制に反映すべき視点として、深層防護の考え方の徹底、シビアアクシデント対策の多様性・柔軟性・操作性、内的事象・外的事象を広く包含したシビアアクシデント対策の必要性、安全規制の国際的整合性の向上と安全性の継続的改善の重要性が掲げられた（乙E第2号証48ないし51ページ）。

また、原子力安全・保安院では、平成24年2月から8月までにかけて、シビアアクシデント対策規制の基本的考え方に関する整理を行った。その過程において、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策規制の基本的考え方に係る意見聴取会」を合計7回開催し、専門家や原子炉設置者からの意見を聴取した（乙Bア第25号証（各枝番号を含む。）。また、原子力安全・保安院及び関係機関がこれまでに検討していたシビアアクシデントに関する知見、海外の規制情報、福島第一発電所事故の技術的知見などを踏まえて、技術面でのシビアアクシデント対策の基本的考え方を検討・整理し、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策規制の基本的考え方について（現時点での検討状況）」を報告書として取りまとめた（乙Bア第26号証）。

もともと、上記報告書は検討過程としての側面を有しており、用語や概念については、完全でない点が残っていたため、シビアアクシデント対策規制については、新たに設置される原子力規制委員会において検討が進められることとなった。

(3) 地震及び津波の分野に関する原子力安全委員会及び原子力安全・保安院における検討

ア 原子力安全委員会における検討

福島第一発電所事故以前においては、原子力安全委員会は、平成18年に耐震指針（発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針）を改訂しており、同指針は、当時の地質学、地形学、地震学、地盤工学、建築工学及び機械工学等の専門家らにより検討されたものであった。

その後、平成23年3月に東北地方太平洋沖地震が発生し、福島第一発電所においては、前述したとおり、地震とその後の津波を原因とした事故が発生した。

そこで、原子力安全委員会は、平成18年の耐震指針改定後に蓄積された知見、平成23年3月11日以降に発生した地震及び津波に係る知見並びに前述した福島第一発電所事故の教訓を踏まえ、地震及び津波に対する発電用原子炉施設の安全確保策について検討することとした。そして、これらについての専門的な審議・検討を行うため、原子力安全基準・指針専門部会に地震・津波関連指針等検討小委員会（以下「地震等検討小委員会」という。）が設置された（乙Bア第27号証11ページ）。同小委員会は、平成18年耐震指針の検討時よりも津波に関する専門家を増員し、平成23年7月12日から平成24年2月29日までの間、計14回開催され（乙Bア第27号証10ページ）、平成18年耐震指針及び関連指針類を対象とした検討が行われた。

具体的には、地震等検討小委員会は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波の分析に加えて、福島第一発電所及び福島第二発電所のほか、東北電力株式会社女川原子力発電所、日本原子力発電株式会社東海第二発電所で観測された地震や津波の観測記録等の分析を行うとともに、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波に係る知見並びに福島第一発電所事故の教訓を整理したほか、平成18年耐震指針の改訂後に実施された耐震バツ

クチェック^{*6}によって得られた経験及び知見を整理した（乙Ｂア第２８及び２９号証）。さらに，同小委員会は，地震調査研究推進本部（文部科学省），中央防災会議（内閣府），国土交通省等の他機関における東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波についての検討結果に加えて，土木学会における検討状況，他国における津波の発生事例及び国際原子力機関（以下「ＩＡＥＡ」という。）や米国の原子力規制委員会等の規制状況，福島第一発電所事故に関連した調査報告書も踏まえて検討を行った（乙Ｂア第２９号証１ないし３ページ，６及び８ページ，乙Ｂア第２７号証１ないし５ページ）。

地震等検討小委員会は，これらの検討を踏まえ，平成２４年３月１４日付け「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について（とりまとめ）」を取りまとめ，津波による海水ポンプ，非常用電源設備等の機能喪失を防止するため，ドライサイトコンセプト^{*7}を基本とする津波防護設計の基本的な考え方や津波対策を検討する基礎となる基準津波の策定を義務付けるべき旨を取りまとめた（乙Ｂア第２７号証４ないし６ページ）。

イ 原子力安全・保安院における検討

原子力安全委員会は，平成２３年４月，東北地方太平洋沖地震等によって得られた知見を反映して，原子力安全・保安院に対し，耐震安全性に影

*6 原子力安全・保安院は，平成１８年９月，発電用原子炉設置者等に対し，平成１８年耐震指針に基づき，耐震安全性の再確認（耐震バックチェック）を行うよう，指示した。

*7 津波からの防護として，敷地高さの設定や津波に対する防御施設の設置等により，まず防護対象施設が設置される敷地に津波を到達・流入させないことを基本とするという考え方。漏水対策等と相まって，より一層信頼性の高い津波対策となる。

響を与える地震に関して評価を行うよう意見を述べた（乙Ｂア第３０号証）。

原子力安全・保安院は、平成２３年９月、事業者から報告された東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波による原子力発電所への影響などの評価結果について、学識経験者の意見を踏まえた検討を行うことなどにより、地震・津波による原子力発電所への影響に関する的確な評価を行うため、「地震・津波の解析結果の評価に関する意見聴取会」（第２回より「地震・津波に関する意見聴取会」と改称）及び「建築物・構造に関する意見聴取会」を設置し、審議を行った（乙Ｂア第３１ないし３３号証）。

地震・津波の解析結果の評価に関する意見聴取会においては、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波について、福島第一発電所、福島第二発電所、女川原子力発電所及び東海第二発電所における地震動及び津波の解析・評価を行い、これに基づく同地震に関する新たな科学的・技術的知見について、耐震安全性評価に対する反映方針が検討された（乙Ｂア第３４号証１及び２ページ）。

建築物・構造に関する意見聴取会においては、上記の各原子力発電所における建物・構築物、機器・配管系の地震応答解析の評価、津波による原子力施設の被害状況を踏まえた影響評価を行い、これに基づく東北地方太平洋沖地震に関する新たな科学的・技術的知見について、耐震安全性評価に対する反映方針が検討された（乙Ｂア第３５号証１ないし５ページ及び乙Ｂア第３６号証１ないし４ページ）。

第４ 原子力規制委員会発足後の検討の経緯

１ 原子力規制委員会における検討チームの構成（乙Ｂア第１５号証５１及び５２ページ）

福島第一発電所事故を契機として、重大事故等への対策を規制の対象と位置

づけることとした改正原子炉等規制法の趣旨に則り、原子炉の設置許可の要件に関する規制基準の見直しが行われることとなった。そこで、平成24年9月に新たに設置された原子力規制委員会は、上記の重大事故等対策、地震及び津波以外の自然現象への対策に関する設計基準に加え、これまで原子炉設置許可の基準として用いられてきた原子力安全委員会が策定した安全設計審査指針等の内容を見直した上で、原子力規制委員会が定めるべき基準を検討するため、独立行政法人日本原子力研究開発機構安全研究センター副センター長等を歴任し、核燃料の事故時の挙動に精通した更田豊志原子力規制委員会委員を中心として発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム（第21回より、発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チームと改称。以下「原子炉施設等基準検討チーム」という。）を構成した（乙Bア第37号証）。また、自然現象に対する設計基準のうち、地震及び津波対策については、原子力規制委員会の前身である原子力安全委員会に設置された地震等検討小委員会の検討も踏まえた上で、原子力規制委員会が定めるべき基準を検討するため、元東京大学地震研究所教授で現東京大学名誉教授である島崎邦彦原子力規制委員会委員長代理を中心として発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム（以下「地震等基準検討チーム」という。）を構成した（乙Bア第38号証）。それぞれの検討チームは、従来から原子力規制行政に携わり、原子力規制に対して専門知識を有する原子力規制庁職員も参加し、また、関係分野の学識経験者を有識者として同席を求め、専門技術的知見に基づく意見等を集約する形で規制基準の見直しが行われた。

このように、設置許可基準規則は、関係分野の学識経験者の専門技術的知見に基づく意見等の集約を経ることにより、現在の科学技術水準を踏まえた科学的合理的なものとして、原子力規制委員会において策定されたものである。

2 地震及び津波以外の分野に関する新規制基準の策定経過（乙Bア第15号証 52ないし54ページ）

(1) 原子炉施設等基準検討チームの構成等

原子炉施設等基準検討チームにおける検討は、原子力規制委員会の委員のうち、核燃料の事故時の挙動に精通し、原子力安全委員会における安全設計審査指針の見直しを検討していた安全設計指針等検討小委員会の構成員でもあった前記更田豊志委員を中心として行われた。また、中立的な立場から複数の外部専門家を関与させるため、日本原子力学会等において重要な役割を担い、熱工学・流体工学等を専門とし原子炉の熱流動現象等に精通する阿部豊筑波大学大学院教授、材料工学等を専門とし核燃料等に精通する勝田忠広明治大学准教授、原子炉工学・リスク評価を専門とし高速炉の専門知識を有する山口彰大阪大学大学院教授、原子力・エネルギー化学を専門とし、原子炉物理に精通する山本章夫名古屋大学大学院教授（以上の各外部専門家の肩書は当時のものである。以下同じ。）といった、関係分野の専門技術的知見を有する学識経験者4名も同チームに参加した。さらに原子力発電所の事故分析・リスク評価・安全確保に精通している独立行政法人（現在は国立研究開発法人）日本原子力研究開発機構安全研究センターにおける研究主席であった渡邊憲夫氏及び同センター燃料安全研究グループ研究主幹であった杉山智之氏も、電気事業者等との中立性の確認が行われた上で、同チームに参加した（乙Bア第37及び39号証）。

このように、原子炉施設等基準検討チームは、福島第一発電所事故の教訓について、原子力規制委員会発足前から検討されていた知見を事実上引き継いでいる。

なお、重大事故等対策を含む安全基準全体についての新規制基準の策定に当たっては、透明性・中立性を確保するため、原則として、原子炉施設等基準検討チームの議事、資料及び議事録を公開するとともに、外部専門家に対しては、利益相反の可能性を考慮して電気事業者等との関係に関する情報の申告を要求し、当該情報も公開している（乙Bア第39及び40号証の1）。

(2) 原子炉施設等基準検討チームにおける検討経過等

原子炉施設等基準検討チームにおいては、平成24年10月25日から平成25年6月3日までの間、原子炉施設の新規制基準（地震及び津波対策を除く。）策定のため、学識経験者らの参加の下、計23回の会合が開催された（乙Bア第40号証（枝番号含む。））。

(3) 原子炉施設等基準検討チームにおける検討概要等

ア 事故防止対策に係る規制についての検討概要等

東北地方太平洋沖地震の随伴事象として発生した津波という共通要因による福島第一発電所事故について、前述のとおり、原子力安全・保安院及び原子力安全委員会において検討が行われたが、原子炉施設等基準検討チームでは、これらの検討に参画していた有識者を含め、外部専門家を招へいして検討が進められた。原子炉施設等基準検討チームにおいては、福島第一発電所事故から得られた地震の随伴事象として生じた津波という共通要因によって複数の安全機能が同時に喪失した等の教訓による設計基準を超える事象への対応に加え、設計基準事象に対応するための対策の強化を図る視点で、新規制基準のうち事故防止対策に係る規制については、原子力安全委員会が策定した安全設計審査指針等の内容を基に、見直した上で規則化等を検討することとされた。検討に当たっては、IAEA安全基準や欧米の規制状況等の海外の知見も勘案された（乙Bア第41及び42号証）。

イ 重大事故等対策に係る検討概要等

改正原子炉等規制法は、重大事故等対策を新たに規制対象とした。

原子炉施設等基準検討チームにおいては、新たに規制の対象になった重大事故等対策について重点的な検討を行うこととし、福島第一発電所事故の教訓及び海外における規制等を勘案し、仮に、前記アの事故防止対策を講じたにもかかわらず複数の安全機能の喪失などの事象が万一発生したと

しても、炉心損傷に至らないための対策として、重大事故の発生防止対策、さらに重大事故が発生した場合の拡大防止対策など、重大事故等対策に関する設備に係る要求事項及び重大事故等対策の有効性評価の考え方等について検討された（乙Ｂア第４１及び４２号証）。

ウ 原子炉施設等基準検討チームによる基準案の取りまとめ

原子炉施設等基準検討チームは、以上の検討結果を踏まえ、新規制基準の骨子案を作成し、これらについて、原子力規制委員会が平成２５年２月に意見公募手続を行った結果も踏まえ、基準案を取りまとめた（乙Ｂア第４３及び４４号証）。

３ 地震及び津波の分野に関する新規制基準の策定経過（乙Ｂア第１５号証５４ページないし５６ページ）

(1) 地震等基準検討チームの構成等

平成２４年９月、原子力規制委員会が発足し、原子力安全委員会に設置された地震等検討小委員会の検討も踏まえた上で、原子力規制委員会が定めるべき基準を検討するため、原子力規制委員会に地震等基準検討チームが設置された。

そして、地震等基準検討チームにおける検討は、元日本地震学会会長の島崎邦彦委員長代理（当時）が委員として参加した（乙Ｂア第３８及び４５号証）。また、このチームには、前記原子力安全委員会における耐震指針等の報告書の検討に参画した有識者のほか、外部専門家として東北地方太平洋沖地震以降、耐震関係の様々な見直しの場に参画し、基準の策定に貢献した有識者らの中から地震、津波及び地盤等の各種専門分野の専門技術的知見を有する学識経験者６名が選抜され、検討内容に応じて、地震工学・耐震工学等を専門とし、強震動予測等に精通し地震調査委員会地震動予測手法検討分科会委員でもあった釜江克宏京都大学原子炉実験所附属安全原子力システム研究センター教授、建築学等を専門とし設計用地震動選定方法等に研究実績の

ある高田毅士東京大学大学院工学系研究科教授，地盤工学等を専門とし岩盤等地盤に精通し防災化学研究所兵庫耐震工学研究センター研究員で原子力安全委員会専門委員であった谷和夫防災科学技術研究所減災実験研究領域兵庫耐震工学研究センター研究員，地球惑星科学・固体地球惑星物理学等を専門とし震源・津波の分析等に精通する谷岡勇市郎北海道大学理学研究院地震火山研究観測センター教授，海岸工学・海洋工学等を専門とし津波の減災効果・津波被災等に精通する平石哲也京都大学防災研究所附属流域災害研究センター教授，建築構造学・耐震工学等を専門とし日本建築学会会長を歴任し耐震技術・建築物の損傷制御構造等に精通する和田章東京工業大学名誉教授といった，地形学，地震，津波及び建築に関する学識経験者がチームに参加した。また，原子炉等基準検討チームと同様，これらの学識経験者らは，電気事業者等との中立性の確認が行われた上で，同チームによる検討に参加した（乙Ｂア第３８，３９及び４６号証の１）。

(2) 地震等基準検討チームにおける検討経過等

地震等基準検討チームにおいては，平成２４年１１月１９日から平成２５年６月６日までの間，発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新規制基準策定のため，合計１３回の会合が開催された（乙Ｂア第４６号証（枝番号を含む））。

(3) 地震等基準検討チームにおける検討概要等

ア 地震・津波に係る規制についての検討概要等

地震等基準検討チームは，原子力安全委員会の下で地震等検討小委員会が取りまとめた耐震指針等の改訂案のうち，地震及び津波に関わる安全設計方針として求められている各要件については，新たに策定する基準においても重要な構成要素となるものと評価するとともに，基準の骨子案を策定するに当たっては，上記改訂案の安全設計方針の各要件について改めて分類・整理し，必要な見直しを行った上で基準の骨子案の構成要素とする

方針を示した（乙Ｂア第４７号証）。

そして、地震等基準検討チームは、この検討方針に基づき、地震及び津波について、ＩＡＥＡ安全基準、米国、フランス及びドイツの各規制内容のほか、福島第一発電所事故を踏まえた国会及び政府等の事故調査委員会の主な指摘事項のうち耐震関係基準の内容に関するものを整理し、これらと平成１８年耐震指針とを比較した上で、国や地域等の特性に配慮しつつ、我が国の規制として適切な内容を検討した（乙Ｂア第４６号証（枝番号を含む。）、４７及び４８号証）。また、地震等基準検討チームは、発電用原子炉施設における安全対策への取組の実態を確認するため、電気事業者に対するヒアリングを実施するとともに、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波を受けた女川原子力発電所の現地調査を実施し、これらの結果も踏まえ、安全審査の高度化を図るべき事項についての検討を進めた（乙Ｂア第４６号証の７）。

イ 地震等基準検討チームによる基準案の取りまとめ

地震等基準検討チームは、以上の検討結果を踏まえ、地震・津波に関する新規制基準の骨子案を作成し、これについて、原子力規制委員会が平成２５年２月に意見公募手続を行った結果も踏まえ、基準案を取りまとめた（乙Ｂア第４３及び４４号証）。

４ 原子力規制委員会による基準等の策定

原子力規制委員会は、基準案に対し、行政手続法に基づいて平成２５年４月１１日から１か月間の意見公募手続を行い、その上で、設置許可基準規則等の規則及び当該規則の解釈を策定するとともに、発電用原子炉の設置許可に係る基準適合性審査で用いる各種審査ガイドを策定した（乙Ｂア第４９号証）。

第５ 結論

以上のとおり、設置許可基準規則は、福島第一発電所事故の教訓を踏まえ、海外の知見も参考にしつつ、原子力規制委員会の発足前後を通じて、各専門分野の学識経験者等の専門技術的知見に基づく意見等を集約し、中立性が担保された学識経験者が関与した上、公開の議論の下、新規制基準の骨子案及び規則案等に対する意見公募手続等の適正な手続を経て策定されたものである。このような策定過程から明らかなとおり、設置許可基準規則は、原子力規制委員会の専門技術的裁量権の行使として定められたものであり、各専門分野の学識経験者の有する最新の専門技術的知見を集約して策定されたものであるから、現在の科学技術水準を踏まえた合理的なものである。

表1 設置許可基準規則の策定経緯に関する時系列

平成23年	3月	東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波発生 福島第一発電所事故発生
	6月	I A E A 閣僚会議に対する日本国政府の報告書とりまとめ
	7月	原子力安全委員会、安全設計審査指針等検討小委員会（安全規制に関する検討）を設置（～平成24年3月） 原子力安全委員会、地震等検討小委員会を設置（～平成24年2月）
	9月	原子力安全・保安院、「地震・津波の解析結果の評価に関する意見聴取会」及び「建築物・構造に関する意見聴取会」を設置
	10月	原子力安全・保安院、「東京電力株式会社福島第一発電所事故の技術的知見に関する意見聴取会」を設置 原子力安全委員会、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策について」を決定
平成24年	2月	原子力安全・保安院、シビアアクシデント対策規制の基本的考え方の整理を行い、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策規制の基本的考え方に係る意見聴取会」を開催（～同年8月） 原子力安全・保安院、「地震・津波の解析結果の評価に関する意見聴取会」及び「建築物・構造に関する意見聴取会」の報告書が取りまとめられ、原子力安全委員会に報告
	3月	原子力安全・保安院、「東京電力株式会社福島第一発電所事故の技術的知見について」を取りまとめ 地震等検討小委員会、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について（とりまとめ）」を取りまとめ
	6月	原子炉等規制法改正（重大事故等対策を新たに規制対象とする等）
	7月	国会事故調による調査報告書取りまとめ 政府事故調による調査報告書取りまとめ
	8月	原子力安全・保安院、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント

平成25年		対策規制の基本的考え方について（現時点での検討状況）」をとりまとめ
	9月	<u>原子力規制委員会発足</u>
	10月	原子炉施設等基準検討チーム会合開催（～平成25年6月）
	11月	地震等基準検討チーム会合開催（～平成25年6月）
	2月	原子力規制委員会，原子炉施設等基準検討チーム及び地震等基準検討チームでとりまとめた骨子案に対する意見を公募
	4月	原子力規制委員会，行政手続法に基づき，新規制基準案に対する意見を公募
	6月	原子力規制委員会，設置許可基準規則制定

以 上

略 称 語 句 使 用 一 覧 表

事件名 水戸地方裁判所平成24年（行ウ）第15号

東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸ほか265名

略 称	基 本 用 語	使 用 書 面	ページ	備 考
原子炉等規制 法	核原料物質，核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律	答弁書	5	第5準備書面で略称及び基本用語を変更
被告会社	被告日本原子力発電株式会社	〃	〃	
本件原子炉	東海第二原子力発電所原子炉	〃	〃	
本件原子炉施設	本件原子炉及び附属施設	〃	〃	
本件設置許可 処分	本件原子炉の設置許可処分	〃	〃	
本件無効確認 の訴え	本件原子炉の設置許可処分の無効 確認の訴え	〃	〃	
行訴法	行政事件訴訟法	〃	〃	
本件義務付け の訴え	本件原子炉施設の一時使用停止命令を発令することの義務付けの訴え	〃	6	
訴訟要件①	非申請型義務付けの訴えの「一定	〃	〃	

	の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り」との要件			
訴訟要件②	非申請型義務付けの訴えの「行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り」との要件	〃	〃	
本件差止めの訴え	被告会社に対する東海第二原子力発電所の運転差止めの訴え	〃	7	第 8 準備書面で略称を変更
後段規制	設計及び工事の方法の認可以降の規制	〃	8	
省令 6 2 号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和 4 0 年 6 月 1 5 日通商産業省令第 6 2 号）	〃	9	
技術基準適合命令	電気事業法 4 0 条に基づく、事業用電気工作物の修理、改造、移転のほか、使用の一時停止、使用の制限の命令	〃	1 1	
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法（平成 2 4 年法律第 4 7 号）附則 1 7 条の施行後の原子炉等規制法	〃	1 5	第 5 準備書面から基本用語を変更

使用停止等処 分	改正原子炉等規制法４３条の３の ２３に基づき、発電用原子炉施設 の使用の停止、改造、修理又は移 転、発電用原子炉の運転の方法の 指定その他保安のために必要な措 置を命ずること	〃	１７	
原告ら主張①	基準地震動の策定が妥当でない旨 の原告らの主張	〃	２１	
原告ら主張②	津波の想定が不十分である旨の原 告らの主張	〃	２１	
耐震設計審査 指針	発電用原子炉施設に関する耐震設 計審査指針（平成１８年９月１９ 日原子力安全委員会決定）	〃	２２	
安全設計審査 指針	発電用軽水型原子炉施設に関する 安全設計審査指針（平成２年８月 ３０日原子力安全委員会決定）	〃	２４	
福島第一発電 所事故	平成２３年３月１１日、東京電力 福島第一原子力発電所における原 子炉事故	〃	３３	
国会事故調査 報告書	国会における第三者機関による事 故調査結果についての報告書	〃	３４	
安全評価審査 指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評 価に関する審査指針	〃	５９	
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃 料物質その他原子核分裂をさせた 核燃料物質	第１準備書面	１１	

審査会	原子炉安全審査会	〃	12	
伊方最高裁判決	最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決	〃	14	
もんじゅ最高裁平成17年判決	最高裁平成17年5月30日第一小法廷判決	〃	16	
最高裁昭和48年判決	最高裁昭和48年4月26日第一小法廷判決	〃	28	
もんじゅ最高裁判決	最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決	〃	30	
2007年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年勧告	第2準備書面	13	
1990年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)の1990年勧告	〃	〃	
本件申請書	昭和46年12月付け東海第二発電所原子炉設置許可申請書	〃	18	
本件許可申請	昭和46年12月21日、被告会社がした本件原子炉の設置許可申請	〃	〃	
本件安全審査	本件許可申請についての原子力委員会及び原子炉安全専門審査会による原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号に関する審査	〃	20	
被告国第2準備書面	平成25年7月2日付け被告国の第2準備書面	第3準備書面	5	

本件安全審査書	昭和47年11月17日付け「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置に係る安全性について」	〃	〃	
昭和39年立地審査指針	原子炉立地審査指針（昭和39年5月27日原子力委員会決定）	〃	6	
昭和45年安全設計審査指針	「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」（昭和45年4月23日原子力委員会決定）	〃	〃	
原研	日本原子力研究所	〃	9	
原電	被告日本原子力発電株式会社	〃	〃	
動燃	動力炉・核燃料開発事業団	〃	〃	
大崎証言	東京高等裁判所昭和60年（行コ）第68号事件における証人大崎順彦の証言	〃	11	
浜田証言	水戸地方裁判所昭和48年（行ウ）第19号事件における証人浜田達二の証言	〃	43	
被告国第3準備書面	平成25年10月10日付け被告国の第3準備書面	第4準備書面	5	
昭和35年科学技術庁告示	「原子炉の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、許容被曝線量等を定める件」（昭和35年9月30日科学技術庁告示第21号）	〃	6	
気象手引	原子炉安全解析のための気象手引	〃	〃	

内田証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ)第19号事件における証人内田秀雄の証言	〃	〃	
線量目標指針	「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)	〃	〃	
昭和50年ECCS安全評価指針	「軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の安全評価指針について」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)	〃	21	
昭和53年安全評価審査指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針について」(昭和53年9月29日原子力委員会決定)	〃	21	
児玉証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ)第19号事件における証人児玉勝臣の証言	〃	22	
原告ら準備書面(2)	平成25年6月27日付け原告らの準備書面(2)	第5準備書面	5	
設置法	原子力規制委員会設置法	〃	〃	
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則18条による改正法施行後の原子炉等規制法	〃	〃	答弁書から基本用語を変更

平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の原子炉等規制法	〃	〃	答弁書から略称を変更
原子炉等規制法	平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合	〃	〃	答弁書から略称を変更
被告国答弁書	平成25年1月10日付け被告国の答弁書	〃	13	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	〃	14	
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号）	〃	15	
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第6号）	〃	〃	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第6準備書面	5	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	〃	6	
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	〃	13	

原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可	〃	20	
4号要件	発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号）	〃	〃	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）	〃	〃	
2号要件	その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号）	〃	21	
3号要件	その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の22第1項において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その	〃	〃	

	他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号）			
燃料体	発電用原子炉施設の燃料として使用する核燃料物質	〃	24	
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	〃	29	
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	〃	〃	
安全審査指針類	第6準備書面別紙3に列記する旧原子力安全委員会（その前身としての原子力委員会を含む。）が策定してきた各指針	〃	〃	
平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	〃	〃	
実用炉設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号）	〃	30	
適合性判断等	本件原子炉施設について原子力規制委員会がする、原告らが主張する事項及び内容に関する設置許可	〃	44	

	基準規則に適合するか否かの判断 及び使用停止等処分を発令しない との判断			
被告国第5準備書面	平成26年4月30日付け被告国の第5準備書面	第7準備書面	4	
被告国第6準備書面	平成26年8月28日付け被告国の第6準備書面	〃	〃	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷 若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	〃	5	
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	〃	〃	
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	〃	〃	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故 (運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	〃	6	
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	〃	〃	

重大事故等対策	「重大事故の発生防止対策」及び 「重大事故の拡大防止対策」	〃	〃	
設置許可基準 規則の解釈	平成25年6月19日原規技発第 1306193号原子力規制委員 会決定「実用発電用原子炉及びそ の附属施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈」	〃	8	
地質審査ガイ ド	平成25年6月19日原管地発第 1306191号原子力規制委員 会決定「敷地内及び敷地周辺の地 質・地質構造調査に係る審査ガイ ド」	〃	〃	
基準地震動に よる地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼ すおそれがある地震による加速度 によって作用する地震力	〃	11	
基準津波	設計基準対象施設の供用中に大き な影響を及ぼすおそれがある津波	〃	27	
本件訴え変更 申立書	平成26年12月18日付け原告 らの「訴の変更申立書」	第8準備書面	4	
本件設置変更 許可申請	被告会社が平成26年5月20日 付けで原子力規制委員会に対して した、本件原子炉の設置変更許可 申請	〃	〃	
本件設置変更 許可処分	本件設置変更許可申請に対する設 置変更許可処分	〃	〃	

本件差止めの 訴え	本件設置変更許可処分をすること の差止めを求める訴え	〃	〃	答弁書 から基 本用語 を変更
本件民事差止 めの訴え	被告会社に対する東海第二原子力 発電所の運転差止めの訴え	〃	〃	答弁書 から略 称を変 更
本件工事計画 認可申請	被告会社が平成26年5月20日 付けで原子力規制委員会に対して した、本件原子炉施設に係る工事 計画認可申請	〃	9	
本件保安規定 変更認可申請	被告会社が平成26年5月20日 付けで原子力規制委員会に対して した、本件原子炉施設に係る保安 規定変更認可申請	〃	〃	
原告ら準備書 面(23)	平成27年3月12日付け原告ら の準備書面(23)	第9準備書面	5	
原告ら準備書 面(10)	平成26年5月15日付け原告ら の準備書面(10)	〃	〃	
被告国第7準 備書面	平成26年12月4日付け被告国 第7準備書面	〃	〃	
安全評価審査 指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全 評価に関する審査指針」(平成2	〃	17	

	年8月30日原子力安全委員会決定。平成13年3月29日一部改訂)			
重要度分類指針	平成2年8月30日原子力安全委員会決定「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」	〃	23	
技術的能力に係る審査基準	平成25年6月19日原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」	第10準備書面	17	
立地審査指針	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて	第13準備書面	5	
重大事故	敷地周辺の事象，原子炉の特性，安全防護施設等を考慮し，技術的見地からみて最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故	〃	7	
仮想事故	重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故	〃	7	
立地審査指針 要求事項①	敷地周辺の公衆に放射線による確定的影響を与えないため，重大事故を仮定した上で，目安として，	〃	11	

	甲状腺（小児）に対し1.5 Sv， 全身に対して0.25 Svを超える 範囲は非居住区域であること			
立地審査指針 要求事項②	防災活動を講じ得る環境にある地 帯とするため，仮想事故を仮想し た上で，目安として，甲状腺（成 人）に対し3 Sv，全身に対して 0.25 Svを超える範囲は低人 口地帯であること	〃	11	
立地審査指針 要求事項③	社会的影響を低減するため，仮想 事故を仮想した上で，目安として， 全身線量の人口積算値が例えば2 万人Svを下回るように，原子炉 敷地が人口密集地帯から離れてい ること	〃	11	
被告国第11 準備書面	平成27年12月17日付け被告 国第11準備書面	〃	12	
炉心損傷防止 等有効性評価 ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷 防止対策及び格納容器破損防止対 策の有効性評価に関する審査ガイ ド	〃	20	
防災指針	昭和55年，原子力安全委員会に より決定された「原子力発電所等 周辺の防災対策について」（平成 12年「原子力施設等の防災対策 について」と改称）	〃	26	

原告ら準備書面(26)	2015年9月17日付け原告らの準備書面(26)	第14準備書面	6	
地震等検討小委員会	原子力安全基準・指針専門部会に設置された地震・津波関連指針等検討小委員会	〃	18	
I A E A	国際原子力機関	〃	19	
原子炉施設等基準検討チーム	発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム（第21回より，発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チームと改称）	〃	21	
地震等基準検討チーム	発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム	〃	21	